奈良県告示第八号

り、 により県が受託した。 地 東吉野村の森林法 方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二百五十二条 に基づく の十四第一 、事務を、 項 \mathcal{O} 規定によ 次 \mathcal{O} 規約

令和五年四月一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

東吉野村と奈良県との間の森林法に基づく事務 の委託に関する規約

(森林法に基づく事務の委託)

第 四十九号)に基づく事務を奈良県(以下 定に基づき、 地方自治法 東吉野村 (昭和二十二年法律第六十七号) (以 下 「甲」という。 「乙」という。 は、 森林法 第二百五十二条の十 \smile に委託する。 (昭和二十六年法律第二百 应 第 項 \mathcal{O} 規

(委託事務の範囲)

第二条 に定めるものとする。 前条に掲げる事務 (以 下 「委託事務」 という。 \mathcal{O} 範囲に 0 1 ては、 次 \mathcal{O} 各号

- 森林法第十条の 八に規定する伐採及び伐採後の 造林 \mathcal{O} 届 出 等に関 する事務
- 森林法第十条の 九に規定する伐採及び 0伐採後 \mathcal{O} 造林 \mathcal{O} 計 画 \mathcal{O} 変更命令等に関 する

事務

(管理及び執行の方法)

第三条 ころによるものとする 委託事務の管理及び執行に 0 V ては、 乙の条例、 規則そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 規程 の定め ると

(経費)

第四条 良県条例第五十五号) するものとする。 県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例 委託事務を処理する場合におい 第十八条に規定する奈良県フォレ て要する経費は、 スター 乙が支弁する。 に係る経費は甲が負担 (令和二年三 ただし、 月奈 奈良

2 前項の経費の 額及び 納 付 \mathcal{O} 時 期 は、 甲と乙が協議 して定める。

(その他必要な事項)

第五条 この 規約に定め るも \mathcal{O} を除 < ほ か 委託事務に 0 V て必要な事項は甲と乙が

議して定める。

附則